

塩釜地区コミュニティ集会施設の管理を行う指定管理者の指定の期間の変更に
ついて

1 指定管理者の指定期間を変更する公の施設

- (1) 名 称 塩釜地区コミュニティ集会施設
- (2) 位 置 三沢市塩釜四丁目3604番地1号

2 指定管理者

- (1) 団体名称 塩釜町内会
- (2) 代表者名 会長 浦田 秀人
- (3) 所在地 三沢市塩釜三丁目1279番地

3 指定期間

- (1) 変更前 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 変更後 令和4年6月1日から令和6年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

新型コロナウイルス感染症の影響により建設工事の工期を延長することに伴い、塩釜地区コミュニティ集会施設の指定管理者の指定の期間を変更するものである。

5 指定期間の変更までの経過

令和4年 3月18日 指定期間の変更の議決
令和4年 3月31日 指定管理者への通知